

藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について
次の者を藤沢市奨学金給付審査委員会委員に委嘱し、又は任命する。

2021年（令和3年）8月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
池辺 直孝			学校教育関係者	新任	委嘱	神奈川県立高校等学校長
北井 淳一			学校教育関係者	再任	任命	藤沢市立中学校長
倉橋 譲			学識経験者	新任	委嘱	福祉関係者
児玉 文卿			学識経験者	新任	委嘱	福祉関係者
関野亜希己			学識経験者	再任	委嘱	事業者代表
福本 啓介			学識経験者	再任	委嘱	事業者代表

矢内 健			関係行政機関の職員	再任	任命	福祉総務課長
川口 浩平			関係行政機関の職員	再任	任命	子育て企画課長

2 任期

2021年（令和3年）9月1日から2023年（令和5年）8月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会規程第1条及び第3条の規定により新たに委員を委嘱し、又は任命する必要による。

参 考

藤沢市奨学金給付審査委員会規程 抜粋

（設置）

第1条 藤沢市奨学金給付規則（平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号）に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 委員会は、10人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者とする。

（1） 神奈川県立高等学校校長 1人

（2） 藤沢市立中学校長 1人

- (3) 福祉関係者 2人
- (4) 事業者代表 2人以内
- (5) 福祉総務課長
- (6) 子育て企画課長

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。